

Libor 公表停止に金融機関はどう対応すべきか

金融庁 前金融国際審議官 森田 宗男

Libor は、金融機関のみならず事業法人や機関投資家など幅広い市場参加者により、デリバティブ取引を始めとして貸出・社債発行などにも用いられる、市場のインフラとしての機能を果たしている。しかしながら、先般の金融危機において、Libor を巡る不正行為が複数明らかになり、その信頼性が大きく揺らぐこととなった。

こうしたことから、主要国当局により、Libor の頑健性を強化するための改革が行われてきたところであるが、2017 年 7 月には、Libor 監督当局である英国 FCA(金融行為規制機構)のベイリー長官は、「2021 年末以降、Libor を存続させるための公的支援を行わない」との表明を行った。これを受けて、Libor の公表が 2021 年末以降は恒久的に停止する懸念が高まっている。金融安定理事会(FSB)によれば、円の Libor を参照した取引は、2014 年 3 月時点で約 30 兆ドルあるとされている。備えなく Libor の公表が停止されれば、こうした膨大な契約に関する利息の受払い額が決定できなくなり、多様な市場関係者の決済に不都合が生じるおそれがある。

このような問題の大きさに鑑み、例えば昨年 2 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明においては、「我々は、市場が 2021 年末より前に Libor から代替参照金利に移行する必要があることを強調する。したがって、広く利用されている Libor 指標の見込まれている公表停止に対する関係者の準備が不十分であった場合に生じるリスクを考慮すれば、この移行を成し遂げるため、公的部門による支援の下、民間部門による緊急の取組が必要である。」と述べられており、本年 7 月の同会議の声明においても、「2021 年末までに Libor 指標から適切に頑健な代替指標へ円滑に移行することの重要性を再確認する。」とされているところである。

本報告では、2021 年末がいよいよ近づいてきており官民挙げて最終段階の取組が行われていることを背景として、Libor が生まれてきた歴史、不正発覚とそれを受けての改革の取組、更には公表停止に表明に至る経緯を簡単に振り返るとともに、円滑な移行を成し遂げるために期待される金融機関が対応すべき事項と、それに対する金融庁の取組について、紹介する。